

ねたきり等高齢者出張理容等サービス事業実施要綱

(総則)

第1条 ねたきり等高齢者に対する出張理容等サービスの提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 外出が困難なねたきり等高齢者に対し、理容師又は美容師が自宅等に出張して散髪することで、家族等の介護負担を軽減するとともに高齢者の日常において清潔感を保ち生活の質の向上を目的とする。

(対象者)

第3条 この出張理容等サービスを受けることができる者は、次の各号に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 市内に居住する65歳以上の在宅の者（サービスを受けている者が別表に掲げる施設に3か月未満の一時的な滞在をする場合を含む。）であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定により、本市から要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者で、外出して通常の理容等サービスを利用することが困難な者であること。
- (3) 介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 介護保険法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされていないこと。

(サービスの内容)

第4条 出張理容等サービスは、対象者に対し、出張理容等サービス利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を年6枚以内交付することにより行う。

2 出張理容等サービスは、2箇月に1回の割合で行うものとする。

3 第1項に規定する利用券は、あらかじめ1年分をまとめて交付することができる。

(出張理容等サービス利用券交付申請書等)

第5条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、ねたきり等高齢者出張理容等サービス利用券交付申請書によらなければならない。

2 規則第5条第2項に規定する決定通知は、利用券の交付をもって代える。

(却下通知書)

第6条 第3条の規定に該当しない者は、ねたきり等高齢者出張理容等サービ

ス却下通知書（第2号様式）による。

（自己負担金）

第7条 対象者は、出張理容等サービスの提供を受ける際に、出張理容等サービスに要する費用の一部（以下「自己負担金」という。）を負担しなければならない。

2 自己負担金の額は、利用券1枚につき1,000円とする。

3 対象者は、自己負担金を出張理容等サービスを提供した理容業者又は美容業者に支払うものとする。

（費用の支払）

第8条 市長は、理容業者又は美容業者が出張理容等サービスを提供した後に、出張理容等サービスの提供に要した費用から前条第1項に規定する自己負担金を控除した額を、神奈川県理容生活衛生同業組合横須賀支部長横須賀理容師会長、神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀北支部長、神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀中央支部長及び神奈川県美容業生活衛生同業組合横須賀南支部長（以下「各会長等」という。）からの請求により、支払うものとする。

2 各会長等は、出張理容等サービスを提供した理容業者及び美容業者が対象者から受け取った利用券を毎月取りまとめたうえで、これらを添付して、翌月10日までに前月分について市長に請求を行うものとする。

（対象資格の喪失）

第9条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

（1）第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

（2）サービスの提供を辞退したとき。

（3）利用券を他人に譲渡したとき。

（4）その他市長が利用券の交付をすることが適当でないと認めたとき。

（その他）

第10条 利用券は、対象者以外の者は使用することができない。

2 利用券は、有効期限内に限り使用することができる。

3 利用券は、出張理容等サービスを対象者の居宅で受けたときに限り、使用することができる。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日から平成15年3月31日までの間に限り、改正前のねたきり高齢者出張理容サービス実施要綱第2条の規定により平成12年3月31日において対象者であった者は、改正後のねたきり高齢者出張理容等サービス実施要綱第2条に規定する対象者とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護医療院、病院

第 1 号様式（表）（第 3 条第 1 項関係）

				No.	
年度 出張理容等サービス利用券					
自己負担額				円	
有効期限		年（ 年）		月	日
利用者氏名					
使用年月日		年	月	日	
				横須賀市長	
				印	
(第 地区 担当店名)					

第 1 号様式（裏）

ご 注 意

第 2 号様式（第 6 条関係）

ねたきり等高齢者出張理容等サービス却下通知書

年 月 日 横須賀市長 印 ねたきり等高齢者出張理容等サービスについては、次のとおり却下となりましたので、通知します。	
申 請 者	住 所 氏 名 様
却 下 理 由	
備 考	